

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

日時：平成29年8月22日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：自治会館2階 602会議室

配布資料

〔議事資料〕

議事（2） 平成29年度第二種特定鳥獣管理事業実施計画書（案）

〔参考資料〕

資料1 平成28年度第二種特定鳥獣管理事業実績報告書（県分）

資料2 平成28年度第二種特定鳥獣管理事業実績報告書（市町村分）

資料3 平成29年度第二種特定鳥獣管理事業実施計画書（市町村分）

資料4 第二種特定鳥獣に関する各種データ

資料5 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

1 開会

（始めに、事務局が新たに委員となった16名を紹介後、後藤自然保護課長が挨拶を行った。）

2 挨拶（後藤自然保護課長）

（続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、委員長・副委員長を選出し、委員長が委員会の召集・開会を宣言した。）

3 委員長選出について

① 委員長・副委員長選出について

委員長選出等については宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第3条第1項の規定により、委員の互選によることから推薦等について諮ったところ、土屋委員から伊澤委員を委員長に、阿部委員を副委員長に推薦する旨の発言があり、満場一致で承認された。

② 挨拶（伊澤委員長）

伊澤です。一言、ご挨拶申し上げます。

今年の夏は、七月の猛暑のあと8月2日に、南東北の梅雨明け宣言がなされたが、その前後から本日まで仙台のどこかで雨が降っている。連続降雨記録を更新中のようなのだが、非常に天気が不順だった。雨が降り続き、朝方を中心に昼頃まで深い霧が立ちこめる日が多く、しかも、やませも吹いた。そういう太陽を拝めない状態が続いている。その結果、農作物の日照不足が深刻化しつつある。そうした中、鳥獣被害が追い打ちをかけないか心配されるところである。

本日は、有害鳥獣のうち、サル・クマ・イノシシ・シカに関する保護管理計画を検討・評価をす

ることになる。皆様の御協力を、どうかよろしく願います。

それでは、『宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会』を招集、開会させて頂く。

(事務局より定足数の報告が行われ、委員16名中16名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

事務局：以降の進行について、伊澤委員長に願います。

4 協議事項

(1) 各部会委員等の指名について

①ニホンザル部会・イノシシ部会・ニホンジカ部会・ツキノワグマ部会委員の指名について

(2) 平成29年度各特定鳥獣保護管理事業実施計画書(案)について

①ニホンザル ②イノシシ ③ニホンジカ ④ツキノワグマ

(3) その他

委員長：それではニホンザル部会・イノシシ部会・ニホンジカ部会及びツキノワグマ部会に属すべき委員と部会委員、各部会の部会長及び副部会長を指名する。

ニホンザル部会については、当委員会からの委員として私、伊澤紘生を指名する。また、部会委員として、京都大学名誉教授の渡邊邦夫さん、特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーション事務局長の松岡史朗さん、東北文化学園大学総合政策学部長の岡恵介さん、山形大学学術研究院准教授の江成広斗さん、宮城県農産園芸環境課長の廣上佳作さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の三浦孝則さん。また、部会長には、渡邊邦夫さん、副部会長には私、伊澤紘生を指名する。

イノシシ部会については、当委員会からの委員として山形大学学術研究院教授の玉手英利さんを指名する。部会委員として、宮城大学食産業学群教授の石田光晴さん、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター専門員の仲谷淳さん、丸森町有害鳥獣捕獲隊長の齋藤謙一さん、加美町森林整備対策室室長補佐兼森林整備対策係長の塩田雅史さん、仙台市環境局環境部環境共生課環境調整係長の横田一馬さん、宮城県食と暮らしの安全推進課長の渡邊泰至さん、宮城県農業振興課長の伊藤吉晴さん、宮城県農産園芸環境課長の廣上佳作さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の三浦孝則さん。また、部会長には玉手英利さん、副部会長には石田光晴さんを指名する。

ニホンジカ部会については、当委員会からの委員として石巻専修大学工学部教授の土屋剛さんを指名する。部会委員として、宮城大学食産業学群教授の石田光晴さん、麻布大学獣医学部准教授

の南正人さん、宮城県猟友会石巻支部長の山形勇彦さん、石巻地区森林組合参事の大内伸之さん、石巻市産業部農林課課長補佐の青山裕一郎さん、宮城県農産園芸環境課長の廣上佳作さん、宮城県森林整備課長の田中均さん、宮城県東部地方振興事務所林業振興部長の渡辺修さん、宮城県林業技術総合センター環境資源部長の三浦孝則さん。また、部会長には土屋剛さん、副部会長には石田光晴さんを指名する。

ツキノワグマ部会については、当委員会からの委員として石巻専修大学工学部教授の土屋剛さん、私、伊澤紘生を指名する。部会委員として、岩手大学名誉教授の青井俊樹さん、国立研究開発法人森林総合研究所森林研究部門野生動物研究領域長の岡輝樹さん、宮城県猟友会黒川支部長の浅井功さん、宮城県農産園芸環境課長の廣上佳作さん、宮城県林業振興課長の高橋壯輔さん、林業技術総合センター環境資源部長の三浦孝則さん。また、部会長には青井俊樹さん、副部会長には土屋剛さんを指名する。

次に議題（２）『平成２９年度各特定鳥獣保護管理事業実施計画（案）』について審議する。①ニホンザルについて事務局から御説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：事務局から説明があったが、これに関して質問・意見はあるか。

土屋委員：２８年度の報告について。１ページで、２の個体群管理、捕獲目標が３１５頭なのだが実績の報告の中に、何頭を捕ったかというのがない。これは、どうしてなのか。ツキノワグマも見てみたら同じ。ニホンジカとイノシシにはあったが、ニホンザルとツキノワグマにはない。この数値が分かっていたら、お願いしたい。

事務局：捕獲実績については、資料４の４ページに記載してあるのでご覧下さい。右上に平成２６年度から２９年度までの捕獲数や捕獲目標が載っている。平成２８年度は３１２頭の捕獲実績となっている。

土屋委員：後でも良いので、２８年度の報告のまとめなので載せておいたほうが良いと思う。ツキノワグマも同じ。

事務局：修正する。

委員長：他にどなたか。はい、どうぞ。

樋口委員：今の質問に関連しての確認なのだが、資料４の２８年度の捕獲目標が４３８頭になっているのと、資料１の捕獲目標３１５頭というのは、どういう関係になるのか。

事務局：確認して答える。

委員長：要するに、資料1の1ページの下から5行目が315頭という事である。確認次第、宜しくお願ひする。

他に、はい、どうぞ。

早坂委員：資料1の3ページ、その他のところを伺いたい。その他(2)の『鳥獣被害アドバイザー職員を養成し』これは、大事な事だと前の計画の時に思っていた。私は、県の職員システムが分らないが、『普及指導員2名を国の研修に派遣した』というのは、県のどこか、農産園芸環境課に所属している職員なのか、分りかねるのだが、全県でこれだけ被害が出て、「指導員2名を国の研修に出ました。」「研修を受けてきました。」「引き続きやりますよ。」というのは大丈夫なのか、ということで、ここから先の普及指導員2名が「これからこうします。」みたいな具体的な計画というのがあれば教えてもらいたい。

それと県の職員は約3年で部署が交代になっているが、その場合に引き続き、こういう事というのは他の部局に移動した時に、せっかく研修を受けた職員が別の部局に行き、何の為の研修だったのかという事になりはしないのかと疑問だった。システムが分らないから、このような質問をしていると思うのだが教えて頂ければありがたい。

委員長：というご質問だが、事務局お願ひする。

事務局（農産園芸環境課）：ここに書かれている『鳥獣被害アドバイザー職員』について、県としてアドバイザー職員という名称で規定している訳ではなく、この普及指導員2名ということなのだが、県内に9か所の『農業改良普及センター』という地方公所があり、そこに各1名ずつ鳥獣対策の担当の窓口の職員を置いていて、それらの窓口の職員2名を国に派遣したと言うのが農産園芸環境課で行った事業である。

この普及指導員については、大元は当課ではなく県の『農業振興課』で取りまとめているのだが、そちらでも別に国に派遣するという事も行っていて、この2名だけが行っている訳ではなく、他の課も合わせるとより多くの者が国の研修に行っているという状況である。

また、3年で移動ということにはなるが、普及指導員自体は、農業の技術職という事なので、移動先も別の普及センターであるという事もあり、普及員の計画については農業振興課の方で取りまとめているが、そちらの方で鳥獣対策の普及指導員として身に付けるスキルという位置付けはされていると思うので、そこについては移動しても大丈夫なようにはなっているという状況である。

早坂委員：分かりました。ありがとうございました。

委員長：他に何か質問、意見はあるか。よろしいか。

そうしましたら、先程の樋口委員からの質問に、事務局のほうで何かあるか。

事務局：農業の方の被害防止計画に係る目標の可能性があるので、確認をして返答したいと思う。

委員長：ということで、先に他の対象動物を審議しながら、分かり次第に答えてもらうという事にしたいと思う。

他に無いようならば、あと3種類の対象動物がいるので、この辺で質疑を終了し、示された『ニホンザル管理事業実施計画書（案）』について、原案どおりに後日開催予定のニホンザル部会に委ねるという事として宜しいか？

異議がないようなので、そうさせて頂く。

では次に、②のイノシシについて、事務局からの説明をお願いします。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：どうもありがとうございました。

只今、事務局から説明があったが、質問、意見等があれば挙手をお願いします。はい、どうぞ。

八嶋委員：この会は、私は随分と長い。それで強く言っているが、先月、家の庭で獲れたイノシシを写真にして持って来た。箱わなで、2メートル×1メートルのわなである。それに1頭が入った。その後、また1週間もしないうちに周りに来ている。29年度の計画に、大崎市とか栗原市の計画となっているが、是非、仙南の方で、こういうのをやって欲しいと前回も話したのだが、イノシシ部会の皆さん、先生方、よろしく検討を願いたいと思う。

あと、28年度の実施の中で、普及センターにも鳥獣被害の職員を配置すると書いてあるが、これはサル部会と同じ方なのか。それとも、別の方が混同しているのではなく専属をしているのか。その点を聞きたいと思う。

とにかく大変だ。白石市の農林課長が新しくなって此処に来ているが、知ってのとおり仙南は、毎日のようにイノシシが出ているような状況なので、もう少し検討をしてもらいたい。仙南はとにかく酷い。どこに行っても組合員に文句を言われるのは理事なので、よろしく願う。

委員長：二つ質問が出たが、事務局よろしく願います。

事務局：先に質問のあった『指定管理鳥獣捕獲等事業』を県南でという話について。こちらの事業は、環境省が窓口となり、国の予算を使って実施する事業である。一方で、鳥獣被害防止総合対策は『鳥獣被害防止特措法』に基づく市町村の捕獲事業というのもあって、そちらは農水省が窓口であり、同じく国の予算を使って捕獲を実施することが出来る。県南の地域では、後に説明をした農水省のお金を主に使ったの捕獲事業が、イノシシについては行われている。

国の予算なので、同じようなお金を同じ場所で使うというのは非常に難しいというか説明が必要になっていて、県南の方では、主に農水の特措法のお金を使って出来る限り市町村において捕獲を

している。

県としては、県北地域の生息域が拡大し始めている。これから増えるというところで、個体数調整を目的に環境省のお金を使って捕獲をしているという実態にある。その住み分けが県南の方で上手く出来るようであれば進めて行きたいとは思っているが、その辺がちょっと難しいところとなっている。

八嶋委員：イノシシ部会の会議の中で、県南・仙南の方でやって下さいと言ってくれば国の方でも考えるのではないのか。予算とは考えないで、一番の被害を被っている地域を守るのが、私達、国民であって、農業で生活をしている者の一番の大切なものではないのか。まして、今年は雨続きで米の頭が垂れるのが、まだ直立している状態だ。113号線を走ってみてもイノシシが田んぼに入っている。ですから、そういうところを考えて頂いて、この検討委員会があるのではないのかと思う。予算だけではなく、一番の被害を被っている所、丸森・角田が大変で、あと白石などの南の方。毎年、毎年、この会合で言っているが、とにかく酷い。ですから、今、写真が回っていると思うが、同じ場所で去年の11月は7頭獲った。今年、また1頭。あと1頭が周りをグルグル歩いていて、カボチャも全滅している。家だけではなく、隣近所でそういう話が出ているので、そういうところをもう少し頭を柔らかくして、予算を取って頂いて、県南にお金をかけて頂くような考えを会長にもお願いしたいと思うのだが、如何か。

委員長：このあとイノシシ部会があるので、私からその点についてもきちんと議論をして頂けるように指示をする。

玉手委員：今の八嶋委員の話についてだが、まず、そういう意見が、特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会で出たと。これは、部会よりも上位になっているので、八嶋委員からこういう意見が出たという事は記録をして頂きたい。

それから部会開催は来週になるが、そこにおいては、今日こういう意見が出たということも部会長からは改めて発言をする。それで、部会において話をして検討する。ただ実際には可能だとは思っていない。というのは、国の事業・補助事業というのは、非常に色々な制約があるので、おそらく前例主義で、同じ地域で複数の補助事業で同様の事をやるということに対して国は非常に厳しい制限をしていくと思う。

県の方では、努力されていると思うが、まず県にお願いをしたいのは、こういう県民の意見が出ているわけなので、この指定の事業を使って同一地域でやる事は可能かどうか、既に1回、照会をして頂いた気はするのだが、他県において、そういう事例があるのか、国の方針としてはそういう事を認めるのか、国にきちっと聞いて頂きたい。

検討会とか県で決められることではないと思っている。国の補助事業なので基本的には国が判断をすることだと思う。やはりそういったやりとり、検討を国として頂きたいと思う。

それに関わらず八嶋委員から出された意見は、「捕獲圧を上げて下さい。どういう手段でもいいから。」という事だと思う。それについては、指定管理鳥獣捕獲等事業とは別になるかと思うが、この指定管理鳥獣捕獲等事業で目標頭数70頭となっているが、去年は十数頭くらいしか獲れて

いない。せっかく予算が付いているのに使えてないではないかという話が出るかもしれない。70頭くらいをやる規模があるのであれば、市町村でいくと今2か所になっているが、例えば県北であるとしても、もう少し拡大が出来ないのか、というような事も考えて頂ければと思う。70頭をせっかく使えるというので、それは必要かと思っている。

イノシシに関して4種類の動物の中で農業被害が一番に多く、昨年度の実績を見て頂くと対策費は県全体で2億円を使っている。そして、1億円弱の被害が出ているという状況だ。この資料のとおりだが、イノシシの検討部会では色々な議論をするが、この特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会の方で考えて頂きたいのは、宮城県の農業は重要な産業なので、いわば2億円のコストをかけて1億円の被害を出しながらも維持すべき産業であると思っている。これは色々議論があるのだが、その為には持続的な農業の在り方というものを根本から検討をしていかないと対症療法に終わってしまうので、そこのところは検討会ではなかなか踏み込んだ議論は出来ないのだが、是非、他の機会、他のレベルのところで、検討して頂きたいと思っている。

委員長：ありがとうございます。事務局から補足することがあるか。

事務局：70頭という数字について、予算規模としては昨年度と同じ形でとりあえず確保しているものである。ただ、どんどんと拡がりつつあるという事で、栗原市と大崎市だけで良いのかという事については、私共も今年度に留まらず、捕獲状況とかそういったものをきちっと踏まえて、来年度以降も、どういう地域で、本当に70頭で大丈夫なのかというようなところも含めて、予算の確保とかそういった事に繋げていきたいと考えているので、ご助言という事で承らせて頂ければと思う。

委員長：どうもありがとうございました。ほかに。はい、どうぞ。

生駒委員：70頭という事で説明があったが、これは宮城県猟友会で受けている事業である。13頭しか捕獲が出来なかったという事で、八嶋委員が言うように県南の方では70頭はすぐに捕獲が出来る。ところが県北の方の居ない所で、毎日、捕獲隊員が見回りをしているが数が少ない為に獲れないのだ。

それで、今年も予算は付いているが13頭分の予算しか補助金が入っていないのではないかと。認定事業の方でも色々とお願いをされていて、この部分でかなりの金額が減らされたというような報告を受けている。その辺は如何なのか。

事務局：この指定管理鳥獣の事業は、まだ猟友会に発注はしていないので、数が減らされるといったような話は全く出ていない。

それから、猟友会の方で後進の育成であるとか、そういったものに対する団体への助成という部分については、昨年度と同規模でもう既に実行をさせて頂いている。

昨年度は最終的に18頭の捕獲をして頂いているが、10数頭分しかないという話は、逆に私どもとしてはどこから出た話なのか。少なくとも、この70頭というのは、これからこういう計画を

作って最終的に発注をしていくという、その第一歩のところなので10数頭分という事は違う話である。

生駒委員：今の話は持ち帰って係に聞く。

委員長：国の補助金の問題を含めていくつか問題点があったが、それらを含めてイノシシ部会で検討して頂くということで、八嶋委員、よろしいか？

八嶋委員：はい。あともう一つ、普及員の件はどうなのか。

事務局（農産園芸環境課）：普及員の先程の窓口という事なのだが、普及センターにひとりずつという事で、そのひとりについては、鳥獣についてはイノシシ専門とかサル専門とかいう事ではなくて、あらゆる鳥獣を対象に各普及センターにひとりという配置になっている。

八嶋委員：それで、色々な研修会とか講習会をやったという計画・実施があるが、その結果がどのようになっているのか、見通しはどうかというようなところはなかったのか。

事務局（農産園芸環境課）：普及員の色々な計画を受けての具体的な計画についてなのだが、それは農業振興課でとりまとめて決めているので、申し訳ないのだが当課としては答える事が出来ない状況である。

委員長：先程の補助金等の問題といい、担当する窓口の問題といい、複雑な問題が、特に被害の大きいイノシシについては有るが、後程開かれる部会に、その点を十分に踏まえて御審議頂くということで、原案の承認を頂けるか。意義がないようなので、この原案は承認されたという事にさせて頂く。

では次に、ニホンジカについて、事務局から説明を頂く。

事務局：（資料に従い説明）

委員長：それでは質問や意見を伺いたいと思う。どなたか。はい、どうぞ。

早坂委員：資料4の38ページを見て、密度が一番高いのは気仙沼に見受けられるのだが、今年の7月に遠野から釜石の方へ抜ける新しい道路の辺りでニホンジカをたくさん見た。そうすると釜石の辺りでもたくさんニホンジカが生息していると思われる。岩手県の45号線沿いは宮城県の地図には載っていないが、けっこういるのではないのかと思う。

議事（2）の14ページで岩手県境から南下しとあるが、これはニホンジカに関して、岩手県と宮城県で合同の対策を何かしているのかどうかを伺いたい。

委員長：事務局，よろしく願います。

事務局：現在のところ岩手県は岩手県で，宮城県と同様に指定管理鳥獣捕獲等事業の交付金を活用した捕獲を実施し，加えて農水省のお金を使って捕獲を進めている。宮城県については，先程，説明したとおり，県の指定管理鳥獣捕獲等事業と，市町村においては有害鳥獣捕獲により実施している。

今後は岩手県と連携をしながら，情報交換をしながら，捕獲を進めていくという事が必要という認識はしているので，今後の検討課題と考えている。

尚，農業の部局の方では何度か情報交換をしている部分はあるので，自然保護課の方も，参加を検討していく。

早坂委員：シカには県境が分らないので，検討委員会を早急に立ち上げたらよいのではないかと老婆心ながら思うので，よろしく願う。

委員長：それでは以上のことを，この委員会の意見としてニホンジカ部会で検討して頂くという事でよろしいか。

なお，この県境という行政区分の問題が難しい。例えば岩手県側で猟銃を使った駆除を行ったら宮城県に来る。宮城県がやったら岩手県に行く。従って単純に駆除してよいものかどうかにも問題がある。県が最初に検討を始めたニホンザルがそうだった。セケ宿の猿害が問題になり，猟銃を使った駆除を実施し追い上げると，山形県に行って大騒ぎになり，山形県がやったらまたこちらに来る。

そういう状況になるため，合同で何をやるのか。しばらくは両方で減らすしかないだろう。かれらはより撃たれない所に逃げて行くので，どうしよう，こうしようと話し合っ解決するようなレベルの問題ではない。

最近聞いた話によると，牡鹿半島で撃ちにくくなったというのは，大きな敷地でのソーラープロジェクトが女川湾の西側で進行中で，それから女川原発もある。牡鹿半島の狩猟圧が高くなったので，多くのシカがその両方に逃げ込んでいる。牡鹿半島のシカだったら女川原発の敷地に行けばいいという話がまことしやかに伝わってくるほど，かれらは狩猟圧に敏感である。従って両方の敷地内に逃げ込んだシカを追い出したら今度は西の方，奥羽山脈の方に向かって逃げて行ってしまふ。そうすると今まで宮城県にシカが居ない範囲にどっと広がってしまう。

しかしこの件は，ニホンジカ部会には英知が揃っているので，そこで十分に検討頂くという形でよろしいか。

それからもう一つ，ちょっと気になった事がある。資料1の9ページ(3)のハに道路課が道路の脇の草を刈る。6月から8月中旬と書いてある。しかし，私の経験だと，伸びきった状態ではなくて，だいたい7月から8月にイネ科を中心に草は伸びきる。そうするとシカはあまり食べない。しかしこれを8月の方によりずれ込んでこれをやったら，新芽が出る。新芽がどっと出ればシカを呼び寄せることになるような印象を受ける。

例えばカメラトラップなりを仕掛けて、「草を刈る前はこのようなたくさん出ていた。」「草を刈ったらこのように出てこなかった。」というような証拠を持っているのかどうか。

シカが御専門の土屋委員、この点について何かコメントはあるか。

土屋委員：別な意味なのだが、29年度の計画で『指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画』の3月31日までに延びたと思うが、1番下のところで、『原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。』これは次年度でも構わない、そういう文章であり、大変よろしいかと思う。何故かというと、3月15日から4月中旬にかけてシカは実は冬時間で採餌している。つまりどういうことかと言うと、日が長くなっているのにシカの体は冬時間なので、日没までノコノコと出てきて、そこで撃たれるということが臨床面としてある。だからハンターにとって非常に良い時期であり、葉も出ていない。

出来ればこれは、指定管理だけではなくて一般狩猟も延ばしたら、もっと捕獲数が上がるのではないかという事になる。ただ、今は8月に有害鳥獣捕獲を一生懸命にやっているが効率が非常に悪い。茂みが多く、尚且つ、犬が熱中症になるので動けないような状況になる。ですから、この春先の期間というのは絶好機なので、その頃に狩猟を出来るようにすると、もうちょっと狩猟効率が上がると思う。そういう手立てがあるのか。

事務局：3月15日で留めている理由としては、春先の新芽の開葉により視認性が悪くなり、石巻地域は銃猟がメインなので狩猟による事故を懸念しての話という事で聞いている。ただ、その辺の問題がないという事であれば、検討評価委員会の方で検討して、計画の方をいずれ3月15日から3月31日まで延ばす事が出来るのかどうか、猟友会の方とか検討評価委員会の中で、検討をして決めていくという事になるかと思う。

玉手委員：資料4についてふたつほど意見がある。

まず、先程の分布のシカの38ページなのだが、私は山形県の方のシカとイノシシもやっているのだが、シカとイノシシが空白地帯に分布を拡大する時に、実はシカとイノシシではパターンが違って、イノシシは元々分布している所から、少しずつじわじわと押し出すように行くのだが、シカの場合には、かなり遠隔地にポンと出て、そこでいきなり拡がっていくというパターンが出ている。

具体的には山形県はご存じのように周りにシカの分布域がない。一番近くて宮城県の沿岸部か、あるいは新潟なのだが、山形県の真ん中の平野部でいきなりシカが出て、全体的に広く浅く分布が確認されている。

それで、そういう前例もあって、38ページの特に沿岸部ではない部分、登米とか七ヶ宿とかの方は、実は南奥羽もシカの生息環境としては特に問題はない環境なので、先程の県の説明にあったように、この空白地帯に定着していくのかどうか。非常に大きな問題だ。

その為にどうするかというのは2点あって、今回、狩猟で捕まっているので難しいとは思いますが、捕獲個体への情報を得る必要がある。一般的には、最初にポンと飛び地に出てくるのはオス。今回もオス個体なのではないかと思う。猟師さんもよくオスを撃つ。

もうひとつは、委員長の話にもあったように低密度で出る場合になかなか調査が難しい。イノシシもそうなのだが、居るか居ないかを痕跡で見るとは難しいのだが、シカは山の中にいるので難しいが、カメラトラップ以外にも声で収集するような新しいモニタリング方法が出来ているので、予算がなかなかないとは思いますが県の特に奥羽山系の方も、出来れば少し情報を集められたらいいと思う。だいたい猟師さんが最初に見つける。ただ見つけても自分のシカだということで黙っていたということが山形であって、獲るまで黙っていた。少し情報は集められたらと思う。

もう一点は、先程のイノシシでもあったが、県の指定事業と農水の特措法とを同一地域でやるとか、そういう事も考えるとすると、この資料4にもないのだが、特措法をどの市町村で今やっているかという情報が、どこかに参考資料として書かれていても良いのではないのかなと思う。

委員長：どうもありがとうございました。ほかには、はい、どうぞ。

八嶋委員：28年度の実施9ページの2の方で、『電気柵の設置実習』と書いてあるが、実際に電気柵をした方が言うにはシカは飛び跳ねるそうだ。下にトタンを敷いて、その上にバラ線とかを張らないと入らないが電気柵だけでは入ってしまうという連絡を受けたので報告しておく。

委員長：どうもありがとうございました。

もう1種類、本日議論すべきクマが残っているし、時間の制約もある。ここまでたくさんのご意見を伺ったがそれらをニホンジカ部会のほうに申し伝え、更に審議をして頂く事にして、実施計画案そのものは原案通りで良いということで御賛同頂けるか。

では、最後のツキノワグマについて、事務局からよろしく願います。

事務局：(資料に従い説明)

委員長：どうもありがとうございました。では、御意見、御質問があれば、はい、どうぞ。

玉手委員：一点だけ確認をしたいのだが、資料1、12ページの4その他(1)の事業を円滑にするため『鳥獣被害防止特措法』云々のところの28年度実績で、イノシシを対象鳥獣とする云々と書いてあるところで、これはイノシシのわなに錯誤捕獲された時の内容を書いたという事か。

事務局：すみません。こちらは誤植でイノシシではなくてツキノワグマの間違いである。

委員長：ほかに何かあるか。はい、どうぞ。

大槻委員：イノシシやシカの分布の拡大と個体数の増加が顕著なようで、より一層の防除対策が今後は必要だと思うが、それに伴ってわなの設置が増えると思うが、クマの錯誤捕獲の可能性がより一層増してくるので、その対策というのは、県は、どのような対策をとっているのかを聞きたい。

事務局：県で策定しているイノシシの計画等に載せているが、ツキノワグマが錯誤捕獲されるのを防ぐ為に、くくりわなの直径は12センチ以内のわなの設置という事で、くくりわなのほうは制限している。

箱わなは、天井の部分に直径30センチの穴を開けておいて、仮にクマが入った場合でも、そこからクマが出ていけるように、錯誤捕獲をされないようなわなの設置を普及啓発に寄って、猟をやっている方をお願いをしている状況になる。

大槻委員：それにも関わらず28年度は錯誤捕獲が28頭出ている。放獣が2頭になっているが、これはどういった理由なのか。

事務局：出来るだけクマがかからないように小さなわなを設置して頂いている状況ではあるのだが、クマの場合は残念ながら指とかがかった場合でも、捕まったままで逃げられないという事が生じてしまう。放獣出来る事が望ましいのだが、どうしてもクマが暴れてしまって捕殺というか、放獣の為に危険を冒す必要があって、それが難しい場合に止む無く捕殺しているという状況になっている。

大槻委員：そのくくりわなによって捕殺された数のほうが多いのか、それとも箱わなによって捕殺された数が多いのか、その内訳を聞きたい。

事務局：今、手元にデータは無いが、箱わなよりもくくりわなによる錯誤捕獲のほうが多いと思う。

大槻委員：提案なのだが、蔵王町などは特に錯誤捕獲が19頭になっていて数が多いのだが、時期をずらすようにして、くくりわなのほうに12月1日以降で実施をしたら如何かなと思う。クマが冬眠に入る12月から強化をするのはどうかと思うのだが。

事務局：県の方では、くくりわなや箱わなの設置に関して、両方とも、クマの痕跡や餌を食べているという状況が見受けられる時には、「わなを仕掛けないようにして下さい。」とお願いしている。出来るだけ錯誤捕獲にならないように指導はしていくが、イノシシの捕獲との兼ね合いもあって、出来るだけ指導していくという事で了解を頂きたい。

委員長：錯誤捕獲の問題は毎回出てきており、これは非常に難しい。どうやったら錯誤捕獲をしないで済むかと岩手県や山形県も大変苦慮している問題だ。後程開かれるツキノワグマ部会に、今出たご意見を十分反映させて頂けるようにする。

他に何かないか。無いようであれば、この場で出たツキノワグマに対する様々な意見を部会の方で更に審議してもらおうということで御了解を頂いて、この原案に賛成としたいと思うが、よろしいか。

これで、4種類の野生動物の今年度の管理事業実施計画についての議事は終了とする。皆さんの御協力、本当にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返りする。

司会：伊澤委員長，また皆様，ありがとうございました。

続きますして3番のその他に入りますが，委員の皆様から何かあるか。特になければ事務局から今後のスケジュールについて連絡をさせて頂く。

事務局：スケジュールの連絡をさせて頂く。8月25日金曜日ニホンジカ部会，28日月曜日イノシン部会，30日水曜日ツキノワグマ部会，9月4日月曜日ニホンザル部会を開催する。

また，本日の議事録については，出席して頂いた委員の皆様を確認頂いた後，完成したものを部会の委員の名簿と合わせて送付させて頂く。

司会：以上をもちまして，本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了させて頂きます。

委員の皆様におかれましては，御多忙の所お集まり頂きまして誠にありがとうございました。